

浦幌町通学生特急定期券購入費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、鉄道を利用し通学する本町在住の学生の特急利用を促し、効率的な移動と通学時間の短縮等による学生の身体的負担及び保護者の経済的負担を軽減し、もって鉄道利用の拡大による本町の公共交通の維持安定を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 通学生 鉄道を利用して通学する学生であって、かつ、北海道旅客鉄道株式会社が発売する通学定期券を購入できる学生をいう。
- (2) 特急定期券 北海道旅客鉄道株式会社が発売する特急通学定期券をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、通学生の特急定期券の購入に要する費用を負担する者（以下「保護者」という。）であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 通学生及び保護者のいずれもが住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本町の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 市町村税、その他市町村に対する債務の履行を遅滞していない者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、特急定期券の購入金額のうち当該定期券の特急利用区間に係る加算額相当額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする保護者は、浦幌町通学生特急定期券購入費補助金交付申請書（別記様式第1号）に特急定期券の写しを添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び通知)

第6条 町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、浦幌町通学生特急定期券購入費補助金交付決定・却下通知書（別記様式第2号）により保護者に通知する。

(補助金の交付)

第7条 町長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 町長は、補助金の交付決定を受けた保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。
- (3) この要綱に違反する行為があったとき。
- (4) 補助金の対象となった特急定期券の払い戻しをしたとき。

(5) その他町長が補助金の交付の決定を取り消すべき事由があると認めるとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、浦幌町通学生特急定期券購入費補助金交付決定取消通知書（別記様式第3号）により保護者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第9条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、浦幌町通学生特急定期券購入費補助金返還命令書（別記様式第4号）により補助金の返還を命ずるものとする。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和4年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行日前に購入した特急定期券であって、この告示の施行日以後に有効期間が満了をするものについては、その購入に要した費用のうち特急利用区間に係る加算額を、この告示の施行日から有効期間が満了する日までの期間の日数を31で除して得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）に当該定期券の特急利用区間の1か月の加算額を乗じて得た額を第4条に規定する加算額とみなす。